

令和2年10月21日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

議第 6 4 号 草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則案

議第 6 5 号 草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則案

議第64号

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和2年10月21日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

草津市立幼稚園規則（昭和 5 5 年草津市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

笠縫幼稚園	4 歳児	4 5 人
	5 歳児	5 5 人

」を

「

笠縫こども園	3 歳児	5 0 人
	4 歳児	6 0 人
	5 歳児	6 5 人

」に改める。

付 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後（案）	改正前（現行）																								
第1条（略） （定数） 第2条 幼稚園の園児の定数は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>園名</th><th>学年</th><th>定数</th></tr><tr><td rowspan="3">笠縫こども園</td><td>3歳児</td><td>50人</td></tr><tr><td>4歳児</td><td>60人</td></tr><tr><td>5歳児</td><td>65人</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> 第3条～第11条（略） 別記様式第1号～第8号（略） 付則 この規則は、令和3年4月1日から施行する。	園名	学年	定数	笠縫こども園	3歳児	50人	4歳児	60人	5歳児	65人	（略）	（略）	（略）	第1条（略） （定数） 第2条 幼稚園の園児の定数は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>園名</th><th>学年</th><th>定数</th></tr><tr><td rowspan="2">笠縫幼稚園</td><td>4歳児</td><td>45人</td></tr><tr><td>5歳児</td><td>55人</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> 第3条～第11条（略） 別記様式第1号～第8号（略）	園名	学年	定数	笠縫幼稚園	4歳児	45人	5歳児	55人	（略）	（略）	（略）
園名	学年	定数																							
笠縫こども園	3歳児	50人																							
	4歳児	60人																							
	5歳児	65人																							
（略）	（略）	（略）																							
園名	学年	定数																							
笠縫幼稚園	4歳児	45人																							
	5歳児	55人																							
（略）	（略）	（略）																							

議第 6 5 号

草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 0 月 2 1 日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則（平成２７年草津市教育委員会規則第１８号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の２号を加える。

(7) 草津市立笠縫こども園

(8) 草津市立矢倉幼稚園

付 則

(施行期日)

１ この規則は、令和３年４月１日から施行する。

(準備行為)

２ この規則による改正後の草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の規定による預かり保育の申込みおよびこれに対する承認の手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後（案）	改正前（現行）
第1条（略） （預かり保育実施施設） 第2条 条例第8条第1項に規定する預かり保育（以下「預かり保育」という。）は、次に掲げる施設で実施する。 (1) 草津市立笠縫東こども園 (2) 草津市立志津こども園 (3) 草津市立山田こども園 (4) 草津市立常盤こども園 (5) 草津市立老上こども園 (6) 草津市立玉川こども園 (7) 草津市立笠縫こども園 (8) 草津市立矢倉幼稚園 第3条～第8条（略） 別記様式第1号～第3号（略） 付 則 （施行期日） 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。 （準備行為） 2 この規則による改正後の草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の規定による預かり保育の申込みおよびこれに対する承認の手續その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。	第1条（略） （預かり保育実施施設） 第2条 条例第8条第1項に規定する預かり保育（以下「預かり保育」という。）は、次に掲げる施設で実施する。 (1) 草津市立笠縫東こども園 (2) 草津市立志津こども園 (3) 草津市立山田こども園 (4) 草津市立常盤こども園 (5) 草津市立老上こども園 (6) 草津市立玉川こども園 第3条～第8条（略） 別記様式第1号～第3号（略）

